

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書No.7
【根拠条文】	法第27条の26第2項第2号
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	ベーカー & マッケンジー法律事務所（外国法共同事業） 弁護士 小 野 雄 作
【住所又は本店所在地】	東京都港区六本木1 - 9 - 10 アークヒルズ仙石山森タワー
【報告義務発生日】	平成28年2月15日
【提出日】	平成28年2月17日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	7
【提出形態】	連名
【変更報告書提出事由】	株券等保有割合の1%以上の減少 単体株券等保有割合の 1 %以上の減少

第１【発行者に関する事項】

発行者の名称	ユニプレス株式会社
証券コード	5949
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

第２【提出者に関する事項】

１【提出者（大量保有者）／１】

（１）【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	テンプレトン・インベストメント・カウンセル・エルエルシー (Templeton Investment Counsel, LLC)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国 33301、フロリダ州、フォート・ローダデイル、セカンドストリート、サウスイースト300 (300 S.E. 2nd Street, Fort Lauderdale, Florida 33301)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	昭和54年10月24日
代表者氏名	ローリー・エー・ウェーバー (Lori A. Weber)
代表者役職	副社長・セクレタリー (Vice President & Secretary)
事業内容	投資顧問業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区六本木1-9-10 アークヒルズ仙石山森タワー ベーカー＆マッケンジー法律事務所(外国法共同事業) 弁護士 西 田 武
電話番号	03-6271-9900

（２）【保有目的】

投資顧問業者として顧客の資産運用を行うため日本株に投資するものであり、純投資を目的としている。

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			1,036,614
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q 1,036,614
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		1,036,614
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成28年2月15日現在）	V	47,684,973
上記提出者の株券等保有割合（％） （T / (U+V) × 100）		2.17
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）		2.54

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし。

2 【提出者（大量保有者） / 2 】

(1) 【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	テンプレートン・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド (Templeton Global Advisors Limited)

住所又は本店所在地	バハマ連邦、ナッソー、ライフォード・ケイ、BOX N-7759 (Box N-7759, Lyford Cay, Nassau, Bahamas)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成4年7月17日
代表者氏名	ミシェル B. ダヴィラ (Michelle B. Davila)
代表者役職	秘書役 (Secretary)
事業内容	投資顧問業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区六本木1 - 9 - 10 アークヒルズ仙石山森タワー ベーカー & マッケンジー法律事務所(外国法共同事業) 弁護士 西 田 武
電話番号	03-6271-9900

(2) 【保有目的】

投資顧問業者として顧客の資産運用を行うため日本株に投資するものであり、純投資を目的としている。

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			261,100
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N

合計（株・口）	0	P	Q	261,100
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R			
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S			
保有株券等の数（総数） （0+P+Q-R-S）	T			261,100
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U			

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成28年2月15日現在）	V	47,684,973
上記提出者の株券等保有割合（％） （T / (U+V) × 100）	0.55	
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）	1.63	

（４）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし。

３【提出者（大量保有者）／３】

（１）【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	フランクリン・テンブルトン・インベストメンツ・コープ (Franklin Templeton Investments Corp.)
住所又は本店所在地	カナダ M2N 0A7、オンタリオ州、トロント、スイート1200、ヤング・スト リート5000 (5000 Yonge Street Suite 1200 Toronto, Ontario, Canada M2N 0A7)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	昭和57年10月1日
代表者氏名	ブラッド・G・ボイテンミラー (Brad G. Beuttenmiller)

代表者役職	上級副ジェネラル・カウンセル及び事務部長 (Senior Associate General Counsel and Corporate Secretary)
事業内容	投資顧問業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区六本木1-9-10 アークヒルズ仙石山森タワー ベーカー・&・マッケンジー法律事務所(外国法共同事業) 弁護士 西 田 武
電話番号	03-6271-9900

(2) 【保有目的】

投資顧問業者として顧客の資産運用を行うため日本株に投資するものであり、純投資を目的としている。

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			460,300
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q 460,300
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		460,300
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成28年2月15日現在）	V	47,684,973
---------------------------------	---	------------

上記提出者の株券等保有割合（％） （ $T / (U+V) \times 100$ ）	0.97
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）	0.63

（４）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし。

第３【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第４【提出者及び共同保有者に関する総括表】

１【提出者及び共同保有者】

- （１） テンブルトン・インベストメント・カウンセル・エルエルシー
(Templeton Investment Counsel, LLC)
- （２） テンブルトン・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド
(Templeton Global Advisors Limited)
- （３） テンブルトン・アセット・マネジメント・リミテッド
(Templeton Asset Management Ltd.)
- （４） フランクリン・テンブルトン・インベストメンツ・オーストラリア・リミテッド
(Franklin Templeton Investments Australia Limited)
- （５） フランクリン・テンブルトン・インベストメンツ・コープ
(Franklin Templeton Investments Corp.)
- （６） フランクリン・アドバイザーズ・インク
(Franklin Advisers, Inc.)
- （７） フランクリン・テンブルトン・インベストメンツ（アジア）リミテッド
(Franklin Templeton Investments (Asia) Limited)

２【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

（１）【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			3,182,856
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q 3,182,856

信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R	
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S	
保有株券等の数（総数） （ $0+P+Q-R-S$ ）	T	3,182,856
保有潜在株券等の数 （ $A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N$ ）	U	

（２）【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成28年2月15日現在）	V	47,684,973
上記提出者の株券等保有割合（％） （ $T / (U+V) \times 100$ ）		6.67
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）		7.78

（３）【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数（総数） （株・口）	株券等保有割合（％）
テンブルトン・インベストメント・カウンセル・エルエルシー (Templeton Investment Counsel, LLC)	1,036,614	2.17
テンブルトン・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド (Templeton Global Advisors Limited)	261,100	0.55
テンブルトン・アセット・マネジメント・リミテッド (Templeton Asset Management Ltd.)	672,900	1.41
フランクリン・テンブルトン・インベストメンツ・オーストラリア・リミテッド (Franklin Templeton Investments Australia Limited)	411,412	0.86
フランクリン・テンブルトン・インベストメンツ・コープ (Franklin Templeton Investments Corp.)	460,300	0.97
フランクリン・アドバイザーズ・インク (Franklin Advisers, Inc.)	196,830	0.41
フランクリン・テンブルトン・インベストメンツ（アジア）リミテッド (Franklin Templeton Investments (Asia) Limited)	143,700	0.30
合計	3,182,856	6.67